

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成3年11月1日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については22万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年5月1日から同年9月30日まで  
② 平成3年9月30日から同年11月1日まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、A社の記録において、平成3年5月1日から同年9月30日に資格喪失するまでの標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額と相違していることが判明したので申立期間①の標準報酬月額を訂正してほしい。

また、平成3年9月30日から同年11月1日までの期間について被保険者記録が無かった旨の回答を受けた。確かに勤務していたので申立期間②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録により、申立人のA社における申立期間①に係る標準報酬月額は、当初22万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成3年9月30日より後の同年12月7日に、同年5月1日まで遡って訂正され、11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時、申立人がA社の役員ではなかったことが確認できるとともに、申立人が名前を挙げた同僚に照会したところ、申立人は同社においてB部に勤務しており、社会保険関係事務には関わっていなかったとの証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記の記

録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 22 万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成 3 年 9 月 30 日と記録されているが、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年 9 月 30 日より後の同年 12 月 7 日に、同年 9 月 30 日まで遡って資格喪失の処理が行われたことによるものであることが確認できる。

また、申立人の A 社に係る雇用保険の被保険者記録は、資格取得日が平成 3 年 5 月 1 日、離職日が同年 10 月 31 日となっていることから、申立人が申立期間②に同社に勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記の処理を行う合理的な理由は無く、申立人の被保険者資格喪失に係る有効な処理があったとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険における離職日の翌日の平成 3 年 11 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額については、遡及訂正前の平成 3 年 8 月のオンライン記録から、22 万円とすることが妥当である。

## 茨城国民年金 事案 1340

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年6月から51年3月まで  
ねんきん定期便を確認したところ、昭和46年6月から51年3月までの国民年金保険料が未納となっていた。

申立期間当時、私は、祖父母の家に住み、学校に通学していた。申立期間については、私の祖父が国民年金の加入手続きを行い、納税組合を通じて、保険料を納付していた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号より前に払い出された同記号番号の加入者の厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和51年8月1日であることから、同年同月以降と考えられ、申立期間の過半については、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立期間当時、申立人は、申立人の祖父が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとし、その祖父が経営していたB社の元経理担当者がそのことを承知していると主張しているが、その祖父は既に他界している上、当該元経理担当者に照会したところ、申立人は国民年金に加入していなかったとの証言が得られた。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、当該期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 1341

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで  
年金事務所に国民年金加入記録を照会したところ、「昭和57年4月24日に辞退届が提出されている。」という回答であった。私は、昭和52年11月7日に国民年金に加入してから「辞退届（国民年金被保険者資格喪失届）」を提出したことは一度も無く、申立期間の国民年金保険料については、送付されてきた納付書により、当時の住所地の役所、郵便局又は銀行で納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料の納付記録が確認できないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年11月7日に国民年金に加入してから「辞退届（国民年金被保険者資格喪失届）」を提出したことは一度も無く、申立期間の保険料については、送付されてきた納付書により、当時の住所地の役所、郵便局又は銀行で納付していたと主張しているが、A市区町村の国民年金被保険者名簿により、57年4月23日付けの国民年金被保険者資格喪失申出により、同月24日付けで同資格の喪失処理が行われていることが確認できることから、申立人には申立期間の納付書が発行されることは無く、保険料を納付することはできない。

また、申立人が、B市区町村において再発行されたと主張する申立人の年金手帳には、昭和52年11月7日に任意で取得した国民年金被保険者資格を57年4月24日に喪失し、61年4月1日に3号被保険者資格を取得していることが記載されており、申立人は、同手帳が発行された時点で、申立期間については国民年金被保険者資格を有していないことを確認できたものと考えられる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告

書等) が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年3月

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できなかった。当時、学校の講師をしており、3月末で厚生年金の資格を喪失してしまうために、1か月だけ国民年金に加入しなければならないことを確認し保険料を納付した。

このため、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、送られてきた納付書により納付したと主張しているが、オンライン記録により、平成14年5月22日に「未加入期間国年適用勧奨」を受けている事実が確認できることから、申立期間については国民年金被保険者資格を有しておらず、申立期間当時、当該保険料を納付することはできない。

また、A年金事務所に確認したところ、平成14年5月に行われた申立人に係る国民年金の加入勧奨については、郵送により行われた事跡が残っており、送付された文書が戻された形跡もないことから、本人の元へ届いているものと思われるとの回答があった。

さらに、申立人は、申立期間及び平成15年3月分の国民年金保険料について、年度末に厚生年金保険被保険者資格が喪失する事実を熟知しており、2年続けて喪失直後に国民年金被保険者資格取得手続きを行い当該保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録により、15年3月分についても、同年5月27日に「第1号・第3号被保険者取得勧奨」が行われ、同年7月7日に発行された過年度納付書により同年11月11日に保険料を納付した事実が確認できることから、申立人の主張には矛盾がある。

加えて、申立人の主張する納付時期は、平成9年1月の基礎年金番号の導入



後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 1343

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月

年金事務所に国民年金納付記録を照会したところ、平成2年2月の国民年金保険料の納付記録が確認できなかった。A社を退社し厚生年金保険被保険者資格を喪失したことから、同年同月にB市区町村役場において国民年金に加入し、申立期間の保険料については、国民健康保険税と併せて納付したことを記憶している。

このため、申立期間の国民年金保険料の納付記録が確認できないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退社し厚生年金保険被保険者資格を喪失したことから、平成2年2月頃、B市区町村役場において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、保険料の納付状況(平成5年9月の国民年金保険料を、同年10月25日に納付)及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後に払い出された同記号番号の加入者の厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成5年10月1日であることから、同年同月同日から同年同月25日の間と考えられ、申立期間については、国民年金被保険者資格を有しておらず、納付書が発行されることはなかったものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳(平成6年3月16日に再交付された年金手帳を含む)には、初めて国民年金被保険者となった日が平成5年9月15日と記載されており、オンライン記録における訂正前の申立人の国民年金被保険者資格取得日(平成19年12月5日に、「平成5年9月15日」を「平成5年9月16日」に訂正)と一致している。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も

見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月 25 日から 58 年 1 月 10 日まで  
② 昭和 58 年 9 月 30 日から 61 年 11 月 21 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた時期の記録が、昭和 58 年 1 月 10 日から同年 9 月 30 日までの期間となっている旨の回答を受けた。私が、A社に入社したのは昭和 57 年 8 月 25 日である。

また、A社の後に勤務したB社は、A社の関連会社であり、会社命令により昭和 61 年 11 月 21 日に異動したので、空白期間が生じるはずが無い。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の証言から判断すると、申立期間①当時、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

一方、A社は、昭和 57 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち、同日以前の期間は、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚、並びにA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険被保険者の資格取得日及び喪失日の一方又は双方が申立人と同じことが確認できる同僚計 12 人に照会したところ、7 人から回答があり、うち 2 人から、申立期間①当時は厚生年金保険料が給与から控除されていなかった旨の証言が得られ、そのうち 1 人からは国民健康保険に加入していた旨の証言が得られた。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和 58 年 1 月 10 日に被保険者資格を取得している者は 48 人確認できるものの、上記回答のあった同僚 7 人のうち 5 人、及び当該 5 人が同時期に入社したとして名前を挙げた同僚は、自身の入社時期について 56 年から

57 年であること、及び当時の会社の事務が混乱していたことなどを証言していることなどから判断すると、事業主は、従業員について必ずしも入社又は厚生年金保険の新規適用日と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

2 申立期間②について、複数の同僚の証言及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、申立期間②当時、A社又はB社に勤務していたことは推認できる。

一方、A社からの回答、及び複数の同僚の証言などから判断すると同社の関連事業所であったことが推認されるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿又はオンライン記録において、申立人と同様、申立期間②の全部又は一部において厚生年金保険の被保険者記録が継続していない同僚が多数存在しており、そのうち4人は、当該期間において厚生年金保険の第4種被保険者となっていること、又は国民年金に加入して保険料を納付していることが確認できる。

また、前述の4人のうち、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿又はオンライン記録において、昭和59年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日から61年11月21日までの期間において厚生年金保険の第4種被保険者であることが確認できる者から、「会社から社会保険を抜ける旨の説明があり、抜けている期間は厚生年金保険料が給与から控除されていなかった。」とする旨の証言が得られた。

さらに、適用事業所名簿によると、B社は昭和60年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、同日以前の期間は、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立人は、申立期間②のうち、37か月間について、国民年金に加入し、昭和58年10月から60年3月までは申請免除されていた保険料を後に追納し、同年4月から61年10月までは保険料を現年度納付していることが確認できるとともに、申立人の申請免除手続は、58年12月20日に同年10月分から59年3月分まで、同年7月31日に同年4月分から60年3月分までについて行われたことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人が国民年金被保険者の資格を取得した昭和58年10月1日付けで、同日まで国民年金の任意加入被保険者であった申立人の元妻が、強制加入被保険者になっていること、及び申立人がB社において再度厚生年金保険被保険者の資格を取得した61年11月21日に、第三号被保険者となっていることが確認できる。

3 このほか、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。